

令和5年11月

藤沢市農業委員会総会

日時：令和5年11月27日（月）午後2時30分

場所：本庁舎8階8-1会議室・8-2会議室

藤沢市農業委員会

藤 沢 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

藤沢市農業委員会総会を令和5年11月27日（月）本庁舎8階8－1会議室・8－2会議室に招集する。

出席委員は、次のとおり

1 番	落 合 喜 治	1 5 番	伊 澤 忠 治
2 番	小 林 正 幸	1 6 番	井 出 茂 康
3 番	永 野 良 徳	1 7 番	漆 原 豊 彦
4 番	田 代 恵美子	1 8 番	北 村 利 夫
5 番	西 山 弘 行	1 9 番	宮 治 政 彦
6 番	関 根 栄 一	2 2 番	澤 野 孝 行
7 番	齋 藤 義 治	2 3 番	平 川 勝 昌
8 番	井 上 哲 夫	2 4 番	神 崎 享 子
9 番	上 田 洋 子	2 5 番	砂 川 耕 介
1 0 番	吉 川 誠		
1 1 番	飯 田 芳 一		
1 2 番	三 上 健 一		
1 4 番	加 藤 登		

欠席委員は、次のとおり

1 3 番	吉 原 豊	2 0 番	安 藤 康 彦
2 1 番	佐 藤 智 哉		

農業委員会事務局職員の出席は、次のとおり

事務局長	村 山 勝 彦	主 幹	坂 間 英 己	上級主査	永 田 誠
主 査	森 大 晃				

委員会の日程は、次のとおり

- 日程第 1 議案第 52号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 2 議案第 53号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第 3 議案第 54号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第 4 議案第 55号 非農地証明願について
- 日程第 5 議案第 56号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願
について
- 日程第 6 議案第 57号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等の申し
出について
- 日程第 7 議案第 58号 農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法に基
づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第 8 議案第 59号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案
に対する意見について
- 日程第 9 議案第 60号 藤沢市農業振興地域整備促進協議会委員（補欠の委員）
の推薦について
- 日程第10 報告第 18号 農地の貸借の合意解約通知について
- 日程第11 報告第 19号 藤沢市農業委員会規程第9条第2項に基づく報告につ
いて

開会 午後２時３０分

事務局（村山勝彦事務局長） 皆様、こんにちは。定刻になりましたので、ただいまから「藤沢市農業委員会総会」を開催させていただきます。

本日の委員の出席状況を申し上げます。委員の総数２５名、出席者数２２名でございます。

それでは、齋藤会長から御挨拶をお願いいたします。

会長（齋藤義治委員） 皆さん、こんにちは。委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中をお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

また、先日は、農業委員・推進委員大会に出席をしていただきまして、大変ありがとうございました。

そのとき、皆様方から承認をいただきました２つの要望と申し合わせを、今月の１５日に神奈川県副知事と神奈川県議会議長、そして副議長にお渡しをして、少しでも早く実現をするようにということでお願いをしてまいりました。

また、先月から今月にかけて、農地パトロールを皆様方をお願いをしておりまして、ありがとうございました。農業委員会からのアンケート調査等も順調にしているようでございますので、その結果が出次第、また、いろいろと皆様方と検討をしたいと思っております。

また、今日は、後ほど事務局から説明があるかと思いますが、総会の後、農業水産課の方に来ていただいて、地域計画について、具体的なことの報告があると思っておりますので、各農業委員・推進委員の方にも、今後の各地域の農業のあり方を検討していただきたいと思っております。

農地に直接関係のある農業委員・推進委員の皆様方でございますので、１０年後、この農業がどういう形になっているのか、自分の土地がどうなっているのか、いろいろ考えをめぐらせておられると思いますが、そういうことも踏まえた中で、これからの農業を考えたいと思っております。

それでは、１１月の総会を開会いたします。よろしく御協力のほどをお願い申し上げます。挨拶にかえさせていただきます。

事務局（村山勝彦事務局長） ありがとうございます。

これより議事に入りますが、藤沢市農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づき、齋藤会長に議長をお願いいたします。

よろしく申し上げます。

議長（齋藤義治委員） それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

なお、本会議を公開することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） 事務局、本日の傍聴人はいらっしゃいますか。

事務局（永田 誠上級主査） いいえ、いらっしゃいません。

議長（齋藤義治委員） はい。

それでは、これより会議を開きます。

なお、議事録署名人につきましては、議席番号順により、8番の井上哲夫委員と、9番の上田洋子委員の御両名をお願いをいたします。

これより議事に入ります。

日程第1、議案第52号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

森 主査。

事務局（森 大晃主査） それでは、「農地法第3条の規定による許可申請について」、議案説明をいたします。

地区、御所見・遠藤。番号1。譲受人、住所氏名、記載のとおり。従事者、7人。所有面積、耕作面積、ともに3a。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、用田、2筆。地目、畑。地積、2筆合計342.92㎡。権利の種類、売買による所有権移転。申請理由、譲受人、農業経営規模拡大のため。譲渡人、譲受人の要望による。

続きまして、番号2。譲受人、住所氏名、記載のとおり。従事者、5人。所有面積、388a。耕作面積、374a。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、瀬郷の1筆。地目、畑。地積、708㎡。権利の種類、売買

による所有権移転。申請理由、譲受人、農業経営規模拡大のため。譲渡人、譲受人の要望による。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

18番、北村利夫委員。

18番（北村利夫委員） 資料は1ページをお開きください。

本件の申請地につきましては、県道丸子・中山・茅ヶ崎線にある「コメリハード&グリーン藤沢用田店」から南西に約150mの土地になります。

地区協におきまして、譲受人と面談をいたしました。

譲受人は、横浜市に在住しており、申請地の隣接地の畑を所有し、露地野菜の生産により農業経営を行っております。

このたび、農業経営規模拡大を図るため、当該農地を新たに取得することです。

申請地については、サトイモやトマトなどを生産する計画です。

地区協の意見といたしましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えております。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

23番、平川委員。

23番（平川勝昌委員） 従事者が7人ということですが、これ（資料の「営農計画書」）を見ると4人しか書いていないんだけど、ほかに誰か、家族ですか、従業員ですかね。

18番（北村利夫委員） 家族でやられるみたいですよ。

23番（平川勝昌委員） ただ、ここには書いていないというだけなのかな。

議長（齋藤義治委員） 森 主査。

事務局（森 大晃主査） 今お話があるとおり、資料の「営農計画書」には7人は書いていないのですが、この場所では、この人数でやるということで、農業経営と

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第52号について、許可することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第2、議案第53号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

森 主査。

事務局（森 大晃主査） それでは、「農地法第4条の規定による許可申請について」、説明をさせていただきます。

地区、御所見・遠藤。番号1。申請人、住所氏名、記載のとおり。経営面積、32a。耕作者、住所氏名、同左人。当該農地、宮原の4筆。地目、畑。地積、4筆、全て筆の一部で4筆合計300.19㎡。内容、転用目的、貸駐車場。農用地区域除外日、昭和59年4月20日。農地種別、第3種農地。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

10番、吉川 誠委員。

10番（吉川 誠委員） 資料は5ページをお開きください。

本件の申請地は、県道丸子・中山・茅ヶ崎線の「宮原」交差点より南へ50mの土地になります。

農地の区分は、前面が建築基準法上の道路であり、水道管及び下水道管が埋設されており、近隣には御所見総合クリニックと藤沢御所見病院があるため、「第3種農地」と判断いたしました。

本件は、隣接するコンビニエンスストアの従業員、近隣アパート住民などからの要望によるもので、現在の駐車場が利用できなくなることなどから要望したものです。

申請者は、自らが貸駐車場を造成し、要望者に貸借するものです。

申請地は、北側は店舗、西側は道路、東側と南側は、申請者所有地に接して

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第54号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第4、議案第55号「非農地証明願について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

森 主査。

事務局（森 大晃主査） それでは、「非農地証明願について」、説明をさせていただきます。

地区、六会・長後。番号1。申請人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、長後、1筆。地目、畑。地積、308㎡。内容、平成16年頃より貸資材置場及び駐車場として利用し、現在に至る。確認資料、平成19年航空写真。現地確認日、令和5年11月13日。

続きまして、番号2。申請人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、長後、3筆。地目、いずれも畑。地積、3筆合計173.92㎡。内容、昭和62年頃より住宅の庭敷地として使用し、現在に至る。確認資料、平成8年航空写真。現地確認日、令和5年11月13日。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

8番、井上哲夫委員。

8番（井上哲夫委員） 資料は9ページをお開きください。

本件の申請地は、長後にある「県立藤沢総合高等学校」から北西に約300mの土地になります。

申請者は、長後の土地を、平成16年頃から貸資材置場及び駐車場として利用し、現在に至っているとのこと。

農地の区分は、農用地区域外であり、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、「第2種農地」と判断しました。

神奈川県「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」に規定する非農

次に移ります。

日程第5、議案第56号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

森 主査。

事務局（森 大晃主査） それでは、「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」、説明させていただきます。

地区、藤鶴・村岡・明治。番号1。買取りの申出事由の生じた者の住所及び氏名、記載のとおり。買取り申出事由、死亡。買取り申出事由発生日、令和5年1月1日。農業従事者の区分、農業の主たる従事者。申出をする者の住所及び氏名、申出事由の生じた者との関係、記載のとおり。買取り申出をする土地、所在及び地番、鶴沼神明四丁目の1筆、もう一筆が、鶴沼神明五丁目の1筆。地目、いずれも畑。地積、2筆合計1,081㎡になります。

本申請については、申出人への従事日数（300日）等の状況確認を行ったところ、買取り申出事由の生じた者が亡くなる前まで農作業を行っていたとのことです。

現地確認をしたところ、野菜等の作付けはされておらず、買取り申出事由の生じた者が主たる従事者であったものと判断いたしました。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

何かございましたら、お願いをいたします。

— — — — —
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第56号について、承認をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第56号について、承認することに決定をい

たします。

次に移ります。

日程第6、議案第57号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等の申し出について」を上程いたします。

事務局からの説明を求めます。

永田上級主査。

事務局（永田 誠上級主査） それでは、日程第6、議案第57号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等の申し出について」、説明をさせていただきます。

番号1は、用田で10aを耕作する方の更新借受分です。

番号2は、下土棚及び菖蒲沢を中心に338aを耕作する方の新規借受分で、当該地では、トマト等を栽培する予定となっております。

番号3は、葛原及び菖蒲沢を中心に488aを耕作する方の更新借受分です。

番号4は、用田を中心に365aを耕作する方の更新借受分です。

番号5は、宮原で42aを耕作する方の更新借受分です。

なお、利用権設定を行う農地については、現地確認を行い、特段問題はございませんでした。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

— — — — —
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第57号について、承認をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第57号について、承認することに決定をいたします。

事務局（永田 誠上級主査） それでは、日程第 8、議案第 59 号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」、説明をさせていただきます。

本件につきましては、農地中間管理機構である公益社団法人神奈川県農業会議が、農地を貸付しけるため、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 2 項の規定に基づき、藤沢市に対して、農用地利用集積等促進計画案の作成・提出について依頼し、農業水産課において計画案を作成したことから、同法第 19 条第 3 項の規定に基づき、意見を求められたものです。

本件は、打戻と宮原を中心に 100 a を耕作する方の更新借受分です。

なお、現地確認を行い、特段問題はございませんでした。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

— — — — —
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第 59 号について、承認をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第 59 号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第 9、議案第 60 号「藤沢市農業振興地域整備促進協議会委員（補欠の委員）の推薦について」を上程いたします。

事務局からの説明を求めます。

永田上級主査。

事務局（永田 誠上級主査） それでは、「藤沢市農業振興地域整備促進協議会委員（補欠の委員）の推薦について」、御説明をさせていただきます。

読み上げさせていただきます。

藤沢市農業振興地域整備促進協議会規則（抜粋）

（調査審議事項等）

第2条 協議会の調査審議する事項は、次に掲げるとおりとする。

- （1）農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条に規定する農業振興地域整備計画（以下、この条において、単に「農業振興地域整備計画」という）の策定及び変更に係る重要事項に関すること。
- （2）農業振興地域整備計画において定める事項の実施に関すること。
- （3）前2号に掲げるもののほか、農業振興地域整備計画に関すること。

（委員）

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから当該各号に定める人数で、市長が委嘱する。

- （1）藤沢市農業委員会委員 3人
- （2）藤沢市畜産振興審議会委員 2人
- （3）さがみ農業協同組合役員 1人
- （4）藤沢市土地改良協会役員 1人
- （5）さがみ農協藤沢市青壮年部役員 1人
- （6）学識経験のある者 3人

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は再任されることができる。

※任期（残任期間）2023年（令和5年）7月20日～2024年（令和6年）10月31日

※令和5年度開催は2023年（令和5年）12月13日を予定
こちらにつきまして、委員の推薦をお願いするものです。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 事務局からの説明が終わりました。

それでは、委員の推薦をお願いしたいと思いますが、各地区から推薦をいただく形でいかがでしょうか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、地区ごとに推薦者の御報告をお願いしたいと思います。

まず、御所見・遠藤地区からお願いをいたします。

御所見・遠藤地区会長（漆原豊彦委員） 御所見・遠藤地区では、小林正幸委員を推薦したいと思います。

議長（齋藤義治委員） はい。

続きまして、六会・長後地区からお願いいたします。

六会・長後地区副会長（井上哲夫委員） 六会・長後地区では、吉原 豊委員を推薦します。

議長（齋藤義治委員） はい。

続きまして、藤鶴・村岡・明治地区からお願いいたします。

藤鶴・村岡・明治地区副会長（神崎享子委員） 藤鶴・村岡・明治地区では、西山弘行委員を推薦します。

議長（齋藤義治委員） はい。

各地区から報告がございました。

それでは、お諮りをいたします。

議案第60号「藤沢市農業振興地域整備促進協議会委員（補欠の委員）の推薦について」は、吉原 豊委員、小林正幸委員、西山弘行委員の3名を推薦することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第60号について、決定をいたします。

次に移ります。

日程第10、報告第18号「農地の貸借の合意解約通知について」を上程いたします。

以上のとおり相違ありません。

議 長 齋 藤 義 治

署名委員 (番)

署名委員 (番)